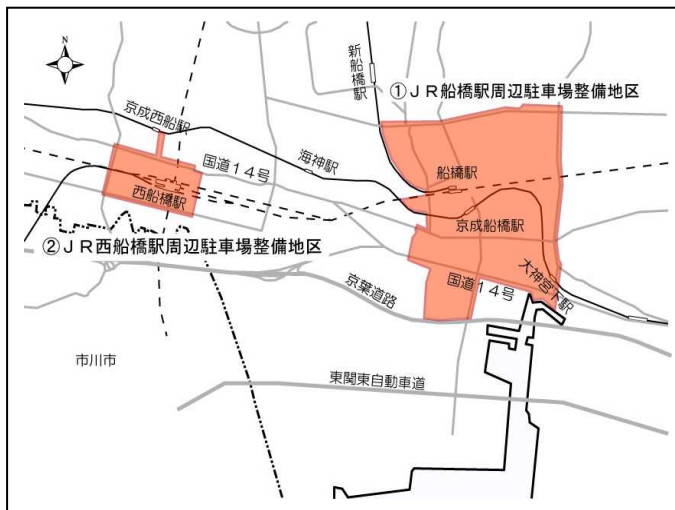


船橋市建築物における駐車施設の 附置等に関する条例について

1. 適用地区

条例の適用される地区は、都市計画によって定められた下記の「駐車場整備地区」です。

- ① JR船橋駅周辺駐車場整備地区（約 190ha）
【全区域】本町2～6丁目、湊町2丁目、宮本1～2丁目、市場1丁目
【一部区域】本町1・7丁目、湊町1・3丁目、宮本3～6丁目、南本町、海神1～2丁目、市場2～3丁目、北本町1丁目、夏見1丁目
- ② JR西船橋駅周辺駐車場整備地区（約 34ha）
【一部区域】山野町、印内町、葛飾町2丁目、本郷町、西船4丁目、西船5丁目



2. 対象建築物及び附置基準

建築物用途の種別	対象建築物	附置基準	
① 特定用途の建築物	百貨店・その他の店舗・事務所	建築物の延べ面積が 1,500 m ² を超えるもの	150 m ² 毎に1台
	上記以外の特定用途【注-1】	建築物の延べ面積が 1,500 m ² を超えるもの	200 m ² 毎に1台
② 非特定用途の建築物	住宅・学校教育法第1条に規定する学校(大学除く)(a)	適用除外	
	神社・仏閣・各種学校等上記以外の建築物 (b)	建築物の延べ面積が 2,000 m ² を超えるもの	450 m ² 毎に1台
①+② (b) の複合建築物		①の用途面積と②(b)の用途面積の3/4との合計が、1,500 m ² を超えるもの	各種の用途面積に応じた台数を合計したもの

【注-1】劇場・映画館・演芸場・観覧場・放送スタジオ・公会堂・集会場・展示場・結婚式場・斎場・旅館・ホテル・料理店・飲食店・待合・キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・舞踏場・遊技場・ボウリング場・体育館・病院・卸売市場・倉庫及び工場

3. 緩和措置

延べ面積 6,000 m²未満の建築物や 10,000 m²を超える事務用途の建築物については、緩和措置があります。ただし、敷地面積が 500 m²以上で、かつ駐車需要が高い百貨店・その他の店舗・事務所については緩和措置がありません。

4. 駐車区画の規模

- ①一般的な乗用車(90%) : 2.3×5.0 以上
- ②大型車(10%) : 2.5×6.0 以上
- ③車イス用(②の内1台以上) : 3.5×6.0 以上

5. 附置の特例

駐車場は、原則敷地内に設けるものとしますが、下記の場合、特例として敷地から概ね 300m 以内に駐車施設を設けることができます(要承認申請)。

- ①既存建築物の上階に増築する場合
- ②敷地の間口が 15m 以内で狭小な場合
- ③駅周辺又は主要道路の交差点付近において、交通事情が特に悪化している場合
- ④2以上の建築物のために、共同で駐車施設を設けることが合理的な場合
- ⑤その他関連法規によって、駐車施設を附置することが不可能な場合

6. 届出

条例の適用を受ける場合は、「駐車施設設置届出書(裏面第4号様式)」と建築物に係る位置図(1/2500)、配置図(1/200 以上)、各階平面図(1/100 以上)および駐車施設に係る配置図(1/200 以上)、各階平面図(1/100 以上)を添付していただきます(正副2通)。

【 問い合わせ 】

船橋市道路部道路計画課 047(436)2055

<https://www.city.funabashi.chiba.lg.jp/>